平成２３年（フ）第５１６３号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地２街区25棟305号
破産者　五月女良子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１５号
東京都豊島区池袋２丁目61番７号
破産者　株式会社ヤマツーサービス
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１７号
千葉県松戸市新松戸３丁目132番地
破産者　バンアソシエイツ株式会社
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１８号
埼玉県三郷市さつき平２丁目３―１―1105
破産者　佐藤　博行
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３０号
東京都渋谷区代々木２―21―11　クリーンハウスⅡ３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目52番８号
破産者　株式会社日本アートプロジェクト
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３１号
東京都渋谷区代々木２―21―11　クリーンハウスⅡ３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目52番８号　コージュビル
破産者　株式会社ＮＡＰインターナショナル
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３２号
東京都中野区中野３丁目23―16―３Ｆ
破産者　竹森　公明
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４１号
千葉県松戸市串崎新田145―13
破産者　大澤　則房
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８１号
千葉県船橋市日の出１丁目１―４―213
破産者　高倉　裕司
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８２号
東京都三鷹市牟礼５丁目11―26
破産者　高橋　淳也
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８３号
東京都三鷹市牟礼５丁目11―26
破産者　高橋　悦子（旧姓塩田）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８９３号
東京都福生市南田園２丁目16―11―103
破産者　谷島　　弘
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８９４号
東京都羽村市富士見平２丁目13―20―206
破産者　谷島　徳子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９３４号
東京都江戸川区東葛西１丁目29―７―303
破産者　緑川　宣之
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４２号
東京都台東区日本堤２丁目32―５―202
破産者　坂本　敏江
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１６０号
東京都江戸川区中葛西８丁目13―27　第２アーバンホームアラタ102
破産者　白石　和男
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８２号
東京都大田区仲六郷２丁目44―８―102
破産者　松本　満男
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３４３号
神奈川県相模原市南区新戸1729―102
破産者　鈴木　京子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３４５号
東京都東大和市新堀３丁目12―15―303
破産者　辻　　祥男
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３５１号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目15―７　デュオ南篠崎Ｙ―101、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目17―18―604
破産者　関根　伸明
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４２５号
東京都世田谷区上用賀６丁目21―３　坂本方、住民票上の住所東京都文京区根津１丁目３―８
破産者　福田　京子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４３０号
東京都練馬区貫井３丁目40―18
破産者　湯浅　敦子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部